曽於市保育所及び認定こども園（保育認定）入所選考基準表・優先順位

この表は，保育の実施を行う児童を選考する際の基準とします。１～８により父母それぞれの基本指数を合算し，かつ調整基準に該当する世帯であるときは，加算，減算して優先順位を決定します。

保護者の状況（児童の保育が必要な事由）					基準指数	措置指数	
番号	類型	詳細				父	母
1	家庭外労働	外勤・居宅外自営	週５日以上かつ１日７時間以上の就労を常態		10		
			週５日以上かつ１日４時間以上７時間未満の就労を常態		9		
			週３日以上かつ１日７時間以上の就労を常態		8		
			週３日以上かつ１日４時間以上７時間未満の就労を常態		7		
			上記に掲げるもののほか，就労の様態から明らかに保育が必要と認められる場合		6		
2	家庭内労働（リモートワークを含む）	居宅内自営・内職	週５日以上かつ１日７時間以上の就労を常態		9		
			週５日以上かつ１日４時間以上７時間未満の就労を常態		8		
			週３日以上かつ１日７時間以上の就労を常態		8		
			週３日以上かつ１日４時間以上７時間未満の就労を常態		7		
	リモートワークで、週３日以上出社している場合は、外勤とみなす						
3	障害	重度	身体障害者手帳１～２級又は療育手帳Ａ		10		
		中軽度	身体障害者手帳３級以上又は療育手帳Ｂ		8		
4	疾病・負傷	入院			10		
		居宅内	常時床・精神症・感染症		10		
			一般療養	週３日以上通院	9		
				週１～２日の通院	8		
				通院のない自宅療養	7		
5	出産	出産前２か月・出産後概ね13か月			10		
6	病人の看護	入院付き添い（常時）			10		
		寝たきり老人介護			10		
		心身障害者介護			10		
		通院付き添い			9		
		自宅療養			7		
7	災害	災害等による家屋の損傷，その他の災害復旧のため保育が必要な場合			最優先		
8	その他	不在者	死亡　離別　未婚　行方不明　拘禁		10		
		就学	就学・技術習得のために保育が必要な場合，外勤等の指数を準用する		6～10		
		求職中	内定	就労時間，日数に応じて外勤等の指数を準用する	6～10		
			未定	求職中のため外出の常態（原則として３か月を限度とする）	5		
		特別の支援を要する家庭（虐待，DV等）			最優先		

調整基準	加算	ひとり親世帯（児童扶養手当またはひとり親医療の有資格者のみ※受給停止者含む）	+20	
		みなしひとり親世帯（保護者のどちらかが１年のうち６か月以上離婚前提別居している場合）	+10	
		保護者のどちらかが単身赴任	+8	
		生活保護世帯・里親世帯	＋5	
		障害児等で特に集団保護を必要とする児童	＋2	
		兄弟・姉妹が既に希望保育所等に保育認定で入所中	＋10	
		兄弟・姉妹が既に希望保育所等に教育認定で入所中	+8	
		育児休業法に伴う育休明けまたは産休明けに職場復帰する場合	＋5	
		延長保育を必要とする世帯	＋1	
		保護者が保育教諭等の有資格者で、市内の保育所等で働いている、もしくは働く場合	+10	
	減算	同一世帯内に健康で無職の65歳未満の同居の親族がいる場合	－1	

合計指数

同一指数の場合の優先順位

1 曽於市民である

2 施設の希望順位が高い

3 新規入所申し込みである（転園希望ではない）

4 ひとり親世帯である

5 みなしひとり親世帯である

6 保育所等で就労する者（就労予定の者を含む）がいる世帯である

7 基準指数がより高い世帯である